

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

[目次] ・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.		質問
補助対象者		
1		補助金の趣旨は。
2		支援対象が宿泊施設のみとなっているのはなぜか。
3		補助対象者となる宿泊施設の定義は。
4		県外の法人だが申請は可能か。
5		公の施設、指定管理者の施設についての扱いはどうなるのか。
6		1つの法人が複数の施設を持っている場合、1施設ごとに対する補助は可能か。
7		旅館業法許可を受けているが、実態として宿泊の営業を実施しておらず、食事処のみ営業をしている場合は対象となるのか。
8		現在休業中だが申請は可能か。
9		国の「持続化給付金」や県の「協力金」を受け取っているが、補助金を申請してもよいか。
10		今後、旅館業法許可を受け、宿泊事業を実施する場合、感染防止対策に取り組む経費として申請できるのは、いつ時点からのものか。
11		宿泊施設内にあるお土産屋、レストラン、スポーツジム等も補助対象となるか。
支援内容		
12		備品・消耗品購入に要する経費とは具体的にどこにか。
13		補助対象物品を複数施設（1つの法人が本館、別館などで旅館業許可証を各々取得している場合）で一括購入することはできるのか。
14		フロントなどで間隔を空けて並ぶよう働きかける床サインや、消毒を呼び掛ける掲出物等の作成にかかる経費は対象か。
15		消耗品の購入数量の制限はあるのか。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

[目次] ・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問
16	クレジットカードで購入したのも対象としてよいか
17	商品の購入・支払いの際に要した送料、振込手数料、クレジットカード分割払いの手数料は対象か。
18	施設改修など前向きな投資に要する経費とは具体的にどこか。
19	老朽化した設備を更新したい。対象となるか。
20	補助対象の工事と補助対象外の工事を一括で発注した場合どのように申請すべきか。
21	設置費は補助対象か。
22	多数の人が利用する共用スペースに対して、換気設備を導入する際、確保すべき換気量の基準はあるか。
23	多数の人が利用する共用スペースに対して、換気設備を増強する場合は、対象か。
24	必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を確保しているかは、どのように計算すればよいか。
25	客室への換気設備の導入は対象か。
26	感染防止機能のある機器に取り換える場合の、既存機器の撤去費用は対象か。
27	空気清浄機は、どのような性能のものが対象か。
28	キャッシュレス決済の導入経費は対象か。
29	リース料は補助対象か。
30	パソコンやタブレットを購入してよいか。
31	Wi-Fiなどの月々の回線使用料は対象となるのか。
32	具体例に記載のない事業だが、申請したい。事業の内容はどのように書けばよいか。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

[目次] ・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問
33	国や地方公共団体等により別途、同様の事業内容で補助金等が支給されている場合は対象か。
34	なぜ令和2年5月14日以降の事業が対象なのか。
35	令和2年5月14日以降に要した経費とは、決済日が5月14日以降であればよいのか。
36	令和3年12月31日までが補助対象期間となっているが、支払まで完了していることが必要か。
37	クレジットカード支払で、分割払いやリボルビング払いの場合、支払いの確認はいつの時点か。
38	ポイントや商品券を用いて支払った場合、対象になるのか。
39	令和3年7月1日以降に要する経費とは決済日が7月1日以降であればよいのか。
40	交付決定前に補助事業を実施してもよいのか。
41	補助金の額はどのように計算するのか。
申請方法・提出書類	
42	申請書はどこで入手できるか。また、提出先はどこか。
43	申請書は持参できないのか。
44	不備等の指摘を受け、申請書や添付書類の差し替え書類を郵送する場合でも、簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で提出しなければならないのか。
45	募集期間はいつからいつまでか。
46	申請書等に押印は不要なのか。
47	導入する資材等の経費が分かる書類はどのようなものを準備すればよいのか。
48	施設改修を考えているが、どのような書類を準備すればよいのか。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

[目次] ・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問
49	交付申請書を提出したが、どれくらいの日数で交付決定が出るか。
50	交付決定後、補助対象経費に増減が発生した場合はどうしたらよいか。
51	交付決定後、やむを得ない事情により、施設改修の内容を変更をする必要がでた場合は、どうしたらよいか。
52	備品と消耗品の違いは何か。
53	消耗品の経常的に使用する数量がわかるものとは何を指すのか。
54	交付申請書に添付した購入予定の備品が見積額より安価に手に入るようになった。交付決定額以内で、備品・消耗品の購入数を、見積書に記されている額から増やしたり、別品目の備品・消耗品を購入してもよいか。
55	備品について、交付申請時に計画していた数量からの増や、交付申請時の計画になかったものの購入は、変更承認申請の手続きを踏めば、認められるか。
56	交付申請書に添付した購入予定の備品が、品切れ等のやむを得ない事情により、手に入らなくなった。同等の機能を持つ、別メーカーの備品を代替品として購入してよいか。
57	消耗品について、交付決定額以内で、交付申請時に計画していた数量からの増や、交付申請時の計画になかったものを購入してもよいか。
58	領収等やレシートは、原本が必要か。
59	手元にある領収書では消費税額が確認できないが、有効か。
60	補助対象期間内に、クレジットカードで支払った経費は対象となるか。
61	オンラインで振込を行った場合、補助対象期間内に振込依頼まで完了していればよいのか。振込完了までしなければならないのか。
62	補助金申請者（法人名・個人事業主本人名）以外の者が支払った経費は対象となるか。
63	立て替え者と申請者との関係性及び清算完了を判定できる資料とは、何か。
64	立て替えによる場合は、補助事業にかかる経費の支払完了とは、どのタイミングと考えればよいか。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

[目次] ・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問
65	領収書を紛失した場合はどうすればよいか。
66	インターネットで購入したため、領収書やレシートがない。他の書類で代替できないか。
67	交付申請時に、既に決済まで完了している場合は、交付申請書と実績報告書を同時に提出してよいか。
68	施設改修の変更のうち、変更承認申請が要らない軽微なものとは、どのようなものをいうか。
69	補助事業の完了の日（支払の完了日）から30日を経過する日又は令和4年1月14日のいずれか早い日までに、実績報告を提出しないとどうなるのか。
70	実績報告書、請求書を提出したが、どれくらいの日数で支払われるか。
認証制度	
71	認証をまだ受けていないが、補助金の申請は可能か。
72	認証を取得できなかった場合は、補助金はどうなるのか。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
補助対象者		
1	補助金の趣旨は。	補助金は、新型コロナウイルスの感染防止対策に必要となる備品・消耗品の購入費や、コロナ禍において発生した新たな需要に対応するための施設改修など、前向きな投資に係る経費を支援するものです。これらに基づかない経費については対象外となります。
2	支援対象が宿泊施設のみとなっているのはなぜか。	客室や浴場、料飲施設などにおいて多額の感染症対策費用を要する宿泊施設において、特に負担が大きくなっていることを踏まえ、国の制度を活用して支援を行うものです。
3	補助対象者となる宿泊施設の定義は。	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者で「いしかわ新型コロナウイルス対策認証制度」における認証を取得した施設です。 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除きます。
4	県外の法人だが申請は可能か。	施設が県内にあれば申請可能です。
5	公の施設、指定管理者の施設についての扱いはどうなるのか。	旅館業法の許可を得ている施設であれば対象です。
6	1つの法人が複数の施設を持っている場合、1施設ごとに対する補助は可能か。	旅館業の許可単位で判断します。1許可単位（＝1施設）あたり1申請が可能です。 ただし、外観上、構造上及び機能上の各面を総合的に判断して一体性があると認められる一の建築物内で、1事業者が複数の許可を得ている場合は、許可数にかかわらず1施設とみなします。
7	旅館業法許可を受けているが、実態として宿泊の営業を実施しておらず、食事処のみ営業をしている場合は対象となるのか。	今回の支援事業は、宿泊施設を対象としたものです。宿泊施設としての本分である宿泊の営業を行っておらず、R3.12.31までに営業の再開予定がない施設は対象外です。
8	現在休業中だが申請は可能か。	年内に宿泊営業を再開する予定があれば申請可能です。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
9	国の「持続化給付金」や県の「協力金」を受け取っているが、補助金を申請してもよいか。	申請可能です。ただし、同様の事業内容で国、県、市町等から補助金等が支給されている事業については、当補助金の対象外です。
10	今後、旅館業法許可を受け、宿泊事業を実施する場合、感染防止対策に取り組む経費として申請できるのは、いつ時点からのものか。	旅館業法許可を受けた日以降の経費です。
11	宿泊施設内にあるお土産屋、レストラン、スポーツジム等も補助対象となるか。	宿泊施設の敷地内にあれば対象です。
支援内容		
12	備品・消耗品購入に要する経費とは具体的に何か。	ガイドライン等に基づき実施する新型コロナウイルス感染防止対策に必要なものが対象です。 【具体例】 サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、パーテーション、遮蔽用アクリル板、CO2濃度測定器、空気清浄機、マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器 など
13	補助対象物品を複数施設（1つの法人が本館、別館などで旅館業許可証を各々取得している場合）で一括購入することはできるのか。	補助金申請者は、旅館業の許可を受けた宿泊施設を1単位としていますので、複数施設で一括購入した場合は、施設ごとに経費を分けて申請してください。
14	フロントなどで間隔を空けて並びよう働きかける床サインや、消毒を呼び掛ける掲出物等の作成にかかる経費は対象か。	対象です。
15	消耗品の購入数量の制限はあるのか。	本補助事業は、R3年度の補助事業であることに鑑み、新たに購入するものは、今年度末までに概ね使い切る量としてください。購入量が過大であると見受けられる場合は、理由を尋ねさせていただきます。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
16	クレジットカードで購入したのも対象としてよいか	交付申請時点で購入済みの場合や、その他やむを得ずクレジットカードを使用する場合を除き、原則として、現金払いや振込等による支払をしてください。やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、令和3年12月31日以前に引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施いただくとともに、支払の完了を証する書類として、引き落とし通帳の写しやクレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）を併せて提出して下さい。
17	商品の購入・支払いの際に要した送料、振込手数料、クレジットカード分割払いの手数料は対象か。	対象外です。
18	施設改修など前向きな投資に要する経費とは具体的に何か。	ガイドライン等を踏まえ新型コロナ感染防止対策に有効な設備等や新たなニーズを踏まえた前向きな取り組みへの設備等の導入・改修等が対象です。 【具体例】 大人数での食事を避けるための宴会場等の個室化、換気設備の改修、接触機会を減らすための非接触型チェックインシステムの導入、浴室付き客室への改修、ワーケーションスペースを用意するための改修・無線LANの整備 など
19	老朽化した設備を更新したい。対象となるか。	当補助金は、感染症対策のための機能向上や、宿泊施設の新たな需要に対応するための取組に要する経費を対象経費としています。単純な経年劣化による更新は対象外です。
20	補助対象の工事と補助対象外の工事を一括で発注した場合そのように申請すべきか。	事業の対象として明確に区別できる経費のみが対象となりますので、工事発注先から工事明細書など費用と内容の内訳がわかるものを徴取し、添付してください。明確に区別できない場合は、補助対象外となります。今後実施する事業については、補助対象事業と補助対象外事業を分けて発注するようにしてください。
21	設置費は補助対象か。	備品や設備の導入に必要な設置費については、対象です。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
22	多数の人が利用する共用スペースに対して、換気設備を導入する際、確保すべき換気量の基準はあるか。	厚生労働省が求める必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を確保できるものとしてください。機械換気のみで必要換気量を満たせない場合には、満たすための方策について、交付申請書の「5 補助対象事業の内容」欄に記載してください。
23	多数の人が利用する共用スペースに対して、換気設備を増強する場合は、対象か。	増強により、厚生労働省が求める必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を確保できる場合のみ対象です。
24	必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）を確保しているかは、どのように計算すればよいか。	「その空間の1時間あたりの換気量（A）」÷30＝「その空間に滞在可能な人数（B）」 その空間に実際に滞在する人数が（B）以下であれば、一人あたり毎時30m ³ を満たすことになります。 ※（A）は、換気設備の仕様書等により確認（換気設備が複数ある場合は、足し算）
25	客室への換気設備の導入は対象か。	換気設備のない客室に、新たに換気設備を導入する場合は、対象です。
26	感染防止機能のある機器に取り換える場合の、既存機器の撤去費用は対象か。	対象です。
27	空気清浄機はどのような性能のものが対象か。	HEPAフィルターによる、ろ過式で、かつ、風量が毎分5m ³ 程度以上あるものが対象です（同等以上の性能を有するものであれば対象）。
28	キャッシュレス決済の導入経費は対象か。	対象です。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
29	リース料は補助対象か。	補助対象期間内に発生する感染防止対策費用で、かつ、支払が完了（クレジットカード払等の場合は口座引き落としまで完了）しているものは対象です。
30	パソコンやタブレットを購入してよいか。	パソコンやタブレットは、汎用性が高く、補助事業の目的外に使われる可能性を否定できないため対象外です。
31	Wi-Fiなどの月々の回線使用料は対象となるのか。	経常的な経費は対象外です。
32	具体例に記載のない事業だが、申請したい。事業の内容はどのように書けばよいか。	その事業が、どのように感染防止対策に役立つか、そのためにどのようなものを補助対象経費としたいかを詳しくお書きください。
33	国や地方公共団体等により別途、同様の事業内容で補助金等が支給されている場合は対象か。	国又は県（以下「国等」という。）から助成（国等から受けた補助金等により、国等以外の機関が実施する助成を含む。）を受けた、又は受ける経費（補助金、委託費、助成金等）は、本補助制度の補助対象経費とはなりません。 また、市町から助成（市町から受けた補助金等により、市町以外の機関が実施する助成を含む。）を受けた、又は受ける経費（補助金、委託費、助成金等）は、本補助制度の補助対象経費とはなりません。ただし、市町の補助金、委託費、助成金等が、その制度上他の補助金（本補助金）と併用可となっている場合は、令和3年7月1日以降に契約・発注し、令和3年12月31日までに支払が完了する経費で、先に県が交付決定を行ったものに限り、当該経費から本補助金を除いたものについて、市町から追加助成を受けることを可能とします。
34	なぜ令和2年5月14日以降の事業が対象なのか。	令和2年5月14日付けで作成・公表された業界団体によるガイドラインを踏まえ、先行的に感染症対策を実施してきた宿泊施設を支援するためです。
35	令和2年5月14日以降に要した経費とは、決済日が5月14日以降であればよいか。	令和2年5月14日以降に契約・発注し、決済したものが対象です。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
36	令和3年12月31日までが補助対象期間となっているが、支払まで完了していることが必要か。	令和3年12月31日までに支払が完了していることが必要です。 なお、支払の完了とは、現金支払の場合は支払、振込みの場合は振込み、クレジットカード払等の場合は口座引き落としまで完了していることを指します。 また、振込みの場合の振込み元口座や、クレジットカード支払等の引き落とし先口座は、補助金申請者が法人である場合は法人名義、個人事業主である場合は代表者名義である必要があります。
37	クレジットカード支払で、分割払いやリボルビング払いの場合、支払いの確認はいつの時点か。	クレジットカード支払の場合、対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ対象となりますので、分割払いにより、期間中に支払いが完了しない場合は、対象外です。 また、リボルビング払いでの購入も、期間中に当該代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り、対象外です。
38	ポイントや商品券を用いて支払った場合、対象になるのか。	法定通貨での支払い部分のみ対象です。ポイントや商品券、金券、クーポン、仮想通貨を利用された場合は、その部分については対象外です。
39	令和3年7月1日以降に要する経費とは決済日が7月1日以降であればよいのか。	令和3年7月1日以降に契約・発注し、決済が完了したものが対象です。
40	交付決定前に補助事業を実施してもよいのか。	事業を開始しても問題ありませんが、審査の段階で補助対象経費と認められない場合もありますので、ご注意ください。
41	補助金の額はどのように計算するのか。	下記により計算します。 HPからダウンロードできる「補助申請額算出表」を用いても、計算できますので、ご活用ください。 <計算方法> 令和2年5月14日から令和3年6月30日までに発注・契約した経費＝(1) 令和3年7月1日以降に発注・契約した経費＝(2) として、下記により算出 〔(1)＋(2)〕×1/2＝(3) →(3)を千円未満切捨てたものと、500万円を比較し、少ない方の金額を(A)とする。 (2)×1/4＝(4) →(4)を千円未満切捨てたものと、250万円を比較し、少ない方の金額を(B)とする。 (A)＋(B)＝補助金額

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
申請方法・提出書類		
42	申請書はどこで入手できるか。また、提出先はどこか。	申請書等は、以下のホームページからダウンロードできます。 添付書類とともに、郵送で事務局へ提出してください。 (ホームページ) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/shien.html (提出先) 〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町 いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局 石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業補助金係 あて
43	申請書は持参できないのか。	コロナウイルス感染症対策の観点から、郵送に限ります。 申請書については、簡易書留等など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。 実績報告書、請求書については、普通郵便で差支えありません。
44	不備等の指摘を受け、申請書や添付書類の差し替え書類を郵送する場合でも、簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で提出しなければならないのか。	普通郵便で差支えありません。
45	募集期間はいつからいつまでか。	令和3年7月1日(木)から 令和3年9月30日(木) (郵送で必着)までです。 なお、募集期間中に予算の上限に達した場合は、その時点で打ち切りとなりますので、申請はお早めをお願いします。
46	申請書等に押印は不要なのか。	押印は不要です。ただし、各書類には、発行責任者と担当者の氏名(必ずフルネーム)と連絡先(できれば固定電話)の記入をお願いします。記入ないものは、受理することはできません。
47	導入する資材等の経費が分かる書類はどのようなものを準備すればよいか。	導入する資材等の品名や金額が明記されている見積書やホームページ、カタログ等をご準備下さい。(いずれも写し可)また、リース物件については、契約書等をご確認ください。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
48	施設改修を考えているが、どのような書類を準備すればよいか。	設計図（位置図、平面図等）、工事見積書など工事内容のわかるものをご準備ください。
49	交付申請書を提出したが、どれくらいの日数で交付決定が出るか。	必要な書類が整った時点で正式な交付申請として受理しますが、受理後、交付決定までには、概ね2週間程度かかります。
50	交付決定後、補助対象経費に増減が発生した場合はどうしたらよいか。	補助金の交付決定後、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときには、補助金変更承認の手続きが必要です。補助対象経費総額で20%以上の増減が見込まれる場合には、変更承認申請書を提出してください。変更承認申請書には、変更部分の経費の見積書を添付してください。なお、補助金額は、変更承認申請で提出された補助対象経費を基に再計算されますが、交付決定額内での変更となるため、増額はできません。
51	交付決定後、やむを得ない事情により、施設改修の内容を変更をする必要がでた場合は、どうしたらよいか。	補助金の交付決定後、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときには、補助金変更承認の手続きが必要です。事業内容の変更（軽微なものを除く）が見込まれる場合には、変更承認申請書を提出してください。変更承認申請書には、変更部分の経費の見積書や、変更後の設計図を添付してください。なお、補助金額は、変更承認申請書で提出された補助対象経費を基に再計算されますが、交付決定額内での変更となるため、増額はできません。
52	備品と消耗品の違いは何か。	本補助金において、備品とは、耐用年数2年以上で、単価5万円以上（税込）のものです。ただし机類、椅子類はこれによらず備品として取扱います。また、消耗品とは、耐用年数2年未満又は単価5万円未満（税込）のものです。
53	消耗品の経常的に使用する数量がわかるものとは何を指すのか。	過去に購入した数量明細や、数量を算定するために用いた考え方や計算式を示したものが考えられます。
54	交付申請書に添付した購入予定の備品が見積額より安価に手に入るようになった。交付決定額以内で、備品・消耗品の購入数を、見積書に記されている額から増やしたり、別品目の備品・消耗品を購入してもよいか。	備品については、交付申請時に計画していた数量からの増や、交付申請時の計画になかったものの購入を認めません。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
55	備品について、交付申請時に計画していた数量からの増や、交付申請時の計画になかったものの購入は、変更承認申請の手続きを踏めば、認められるか。	認められません。
56	交付申請書に添付した購入予定の備品が、品切れ等のやむを得ない事情により、手に入らなくなった。同等の機能を持つ、別メーカーの備品を代替品として購入してよいか。	品切れ等のやむを得ない事情があるときには、同等の機能を持つ備品の購入を認めますので、実績報告時に、代替理由（品切れ等の”やむを得ない”理由が必要）とそれを判定できる書類、変更前と変更後の備品の名称を記した書類に、それらのホームページ画面やカタログ等の資料を添付し、提出してください。なお、補助金額は、実績報告で提出された補助対象経費を基に再計算されますが、交付決定額内での確定となるため、増額はできません。
57	消耗品について、交付決定額以内で、交付申請時に計画していた数量からの増や、交付申請時の計画になかったものを購入してもよいか。	令和3年度内に使い切る範囲であれば認めますので、実績報告時に購入数等が適当であることを判定する資料を提出してください。なお、補助金額は、実績報告で提出された補助対象経費を基に再計算されますが、交付決定額内での確定となるため、増額はできません。
58	領収等やレシートは、原本が必要か。	写しを提出してください。提出いただいたものは、返却できません。
59	手元にある領収書では消費税額が確認できないが、有効か。	消費税額に関する記載がなされている領収書やレシートを提出してください。なお、消費税の取り扱いが確認できない場合は、110分の100を乗じた額を補助対象経費とします。
60	補助対象期間内に、クレジットカードで支払った経費は対象となるか。	補助対象期間内に引き落としが確認できる場合のみ認めます。購入日が例えば12月で、引き落としが1月になる経費は対象外です。
61	オンラインで振込を行った場合、補助対象期間内に振込依頼まで完了していればよいのか。振込完了までしななければならないのか。	補助対象期間内に振込完了までしている必要があります。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
62	補助金申請者（法人名・個人事業主本人名）以外の者が支払った経費は対象となるか。	対象外です。 原則、申請者名（法人名・個人事業主本人名）での支払いを対象とし、支払の証拠書類として提出頂く領収書や通帳の写しにおいては、宛名や名義が申請者であるかを確認します。 ただし、従業員等の立替えにより支払われた場合は、実績報告時において、立替えた者と申請者との関係性及び精算完了を判定できる資料を確認できるときに限り、対象とします。
63	立て替え者と申請者との関係性及び精算完了を判定できる資料とは、何か。	立て替え者と申請者との関係性を判定できる資料とは、立て替え者が法人の従業員である場合は、従業員であることを証明できる資料（社員証等）、立て替え者が個人事業主の家族である場合は、家族関係にあることを証明する書類（住民票等）となります。 精算完了を判定できる書類とは、立て替え者が、立て替え金額を、申請者から支払われたことを証明する書類で、振込みの場合は各々の通帳の写し、現金払の場合は受領書となります。
64	立て替えによる場合は、補助事業にかかる経費の支払完了とは、どのタイミングと考えればよいか。	申請者が立て替え者に、立て替え金額を支払った日となります。
65	領収書を紛失した場合はどうすればよいか。	購入先に再発行を要請してください。再発行ができない場合は、購入物の内容、購入金額、購入先、支払日を証明できるものがが必要です。
66	インターネットで購入したため、領収書やレシートがない。他の書類で代替できないか。	購入した証明となるものがあれば可能です。申請者が購入したことが分かる取引画面のコピー及び、クレジットカード利用明細書の写し等で代替できます。クレジットカード払の場合は、口座引き落としまで完了したことの確認のため、通帳のコピーも添付してください。
67	交付申請時に、既に決済まで完了している場合は、交付申請書と実績報告書を同時に提出してよいか。	交付申請時に、既に決済まで完了している場合でも、実績報告書は交付決定後に提出してください。
68	施設改修の変更のうち、変更承認申請が要らない軽微なものとは、どのようなものをいうか。	補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとします。ご不明な場合は、事務局へご相談ください。

石川県宿泊施設感染防止対策緊急支援事業FAQ

・令和3年7月16日時点版から令和3年8月3日時点版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

R3.8.3時点

No.	質問	回答
69	補助事業の完了の日（支払の完了日）から30日を経過する日又は令和4年1月14日のいずれか早い日までに、実績報告を提出しないとどうなるのか。	補助金をお支払いできません。
70	実績報告書、請求書を提出したが、どれくらいの日数で支払われるか。	必要な書類が整った時点で正式な実績報告として受理しますが、受理後、補助金の額が確定するまでに1週間程度、その後、適正な請求書を受理してから支払までにはおおむね2週間程度かかります。
認証制度		
71	認証をまだ受けていないが、補助金の申請は可能か。	認証を申請していれば、申請できます。
72	認証を取得できなかった場合は、補助金はどうなるのか。	認証を取得することが補助対象者の条件となりますので、必ず認証を取得してください。認証しない旨の通知を受けた場合や、補助対象期間内（令和3年12月31日まで）に、認証を取得できない場合は、補助金を支払うことができません。交付決定前においては、補助金申請の取り下げを、交付決定後においては、補助金廃止承認申請を提出いただくことになります。